

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団における公益通報者の保護等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、財団の役員（評議員を含む。）、職員（通報の日前1年以内に退職した者を含む。）及び派遣契約その他契約に基づき財団の業務に従事する者又は従事した者（通報の日前1年以内に契約業務を終了した者に限る。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、財団又は財団の業務に従事する場合における役員、職員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、財団（第4条に規定する通報窓口を含む。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。第3項第2号において同じ。）をする権限を有する行政機関（法第2条第4項に規定する行政機関をいう。第11条第3項において同じ。）若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、財団の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）に通報することをいう。

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- (1) 法及び同別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又は法及び同別表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実
- (2) 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同別表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

第2章 管理体制

(総括者)

第3条 財団における公益通報の処理に関しては、業務執行理事が総括し、その事務は監査

室において処理する。

(通報窓口)

第4条 財団における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口を担当者を置き、はばたき綜合法律事務所の弁護士をもって充てる。
- 3 通報窓口の担当者は、公益通報及び公益通報に関する相談を受ける際は、当該公益通報及び相談の内容等について、通報窓口の担当者以外が見聞できないよう、当該公益通報及び相談を行った者の秘密を守るために適切な配慮を行うものとする。

第3章 通報処理体制等

(通報処理体制等の周知)

第5条 業務執行理事は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を役職員（役員、職員及び派遣契約その他契約に基づき財団の業務に従事する者をいう。以下同じ。）に周知する。

(通報の受付等)

第6条 通報窓口において、公益通報を受けたときは、速やかに業務執行理事に報告するとともに、当該公益通報を受けた旨を当該公益通報者に通知する。

- 2 財団の役職員が公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該公益通報者に対し通報窓口へ公益通報するように助言しなければならない。
- 3 業務執行理事は、第1項又は前項において受けた公益通報が公益通報としての要件を満たしているか否かを確認し、当該公益通報の受理又は不受理について当該公益通報者に速やかに通知する。

(通報に対する措置の検討)

第7条 業務執行理事は、前条第3項において受理した公益通報に関し必要な措置の検討を行う。

- 2 業務執行理事は、公益通報を受理した日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、業務執行理事は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。
- 3 前項に規定する調査は、監査室が行う。ただし、当該通報対象事実に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、発生部署の責任者にも調査を行わせることができる。

(調査の実施)

第8条 調査は、当該公益通報に係る資料の精査、関係者のヒアリング等により行うものとし、その結果を速やかに業務執行理事に報告するものとする。

2 調査は、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。

(役職員の協力義務)

第9条 財団の役職員は、円滑に調査が実施できるよう、当該調査を行う者に対し、積極的に協力しなければならない。

2 財団の役職員は、前条第1項の規定により調査の実施上必要な行為を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否することができない。また、調査を妨害してはならない。

(調査結果の通知)

第10条 業務執行理事は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

(是正措置等)

第11条 業務執行理事は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、施設長等に対し、是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じることを直ちに命じるものとする。

2 施設長等は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を業務執行理事に報告するものとする。

3 業務執行理事は、前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対し、前条の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

(被通報者等への配慮)

第12条 業務執行理事は、第10条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(担当者等の義務)

第13条 通報窓口の担当者、調査に関わる者及び第11条の是正措置等に関わる者（本条において「担当者等」という。）は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。担当者等でなくなった後も、同様とする。

(調査等に係る適用除外)

第14条 この章の規定は、調査又は是正措置等の実施に関し他の規程に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第4章 公益通報者の保護

(解雇の禁止)

第15条 法第3条各号に掲げる公益通報又は公益通報に関する相談(以下「公益通報等」という。)をしたことを理由として、当該公益通報又は公益通報に関する相談をした者(以下「公益通報者等」という。)に対し解雇(派遣契約その他契約に基づき財団の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除)を行ってはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 財団の役職員は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

2 第13条の規定に違反した事実又は前条の規定により禁止している解雇若しくは前項の規定により禁止している不利益な取扱いの事実が判明した場合は、業務執行理事は、適切な救済及び回復の措置を講じ、又は施設長等に対し適切な救済及び回復の措置を命じるものとする。

(損害賠償の制限)

第16条の2 財団は、公益通報を受けたことにより損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することはできない。

第5章 その他

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第17条 次に定める通報については、第3章及び前章に規定する公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(1) 財団の役員、職員(通報の日前1年以内に退職した者を含む。)及び派遣契約その他契約に基づき財団の業務に従事する者又は従事した者(通報の日前1年以内に契約業務を終了した者に限る。)以外の者からの通報

(2) 財団が定める規程の規定に違反する事実の通報

(実施規定)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、業務執行理事が定める。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年７月１日に改定し、施行する。

附 則

この規程は、令和７年１１月２０日から施行する。